**平成２３年（フ）第１７６号**
北海道小樽市梅ケ枝町10番18号　野アパート２号室
債務者　成田　哲三
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
札幌地方裁判所小樽支部

**平成２３年（フ）第１８０号**
北海道古平郡古平町大字港町404番地
債務者　松田　一暁
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
札幌地方裁判所小樽支部

**平成２３年（フ）第２９号**
北海道岩内郡岩内町字東山73番地の10
債務者　吉藤　幸子
1　決定年月日時　平成23年11月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
札幌地方裁判所岩内支部

**平成２３年（フ）第２２９号**
仙台市青葉区愛子中央３丁目28番６―635号
債務者　小関　美奈
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**平成２３年（フ）第４１５号**
秋田市土崎港南３丁目11番６号
債務者　鈴木　節子
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
秋田地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第４１６号**
秋田市高陽青柳町13番16号　タウニイ睦樹101号
債務者　柴田　堅一
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
秋田地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第５２号**
秋田県にかほ市金浦字鳥長根24番地22
債務者　阿部　一美
1　決定年月日時　平成23年11月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
秋田地方裁判所本荘支部

**平成２３年（フ）第２３２号**
福島市南矢野目字阿弥陀前12番地の５　谷住宅13号
債務者　渡邉眞美子
1　決定年月日時　平成23年11月30日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
福島地方裁判所

**平成２３年（フ）第１２２号**
茨城県高萩市高浜町３丁目104番地　高浜住宅１―101
債務者　佐々木　操
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
水戸地方裁判所日立支部

**平成２３年（フ）第１２８号**
茨城県北茨城市中郷町足洗245番地１　東洋アパート305
債務者　後藤あゆみ
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
水戸地方裁判所日立支部

**平成２３年（フ）第１２９号**
茨城県高萩市高浜町３丁目162番地の１　花貫住宅３―401
債務者　岡本　　睦
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
水戸地方裁判所日立支部

**平成２３年（フ）第１３２号**
茨城県日立市大みか町２丁目12番１―404号
債務者　鈴木　明美
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
水戸地方裁判所日立支部

**平成２３年（フ）第１０５号**
群馬県みどり市笠懸町阿左美2699番地１　ＰＭＡハウスビーナス号
債務者　小川　正幸
1　決定年月日時　平成23年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
前橋地方裁判所桐生支部

**平成２３年（フ）第１０６号**
群馬県みどり市笠懸町阿左美2699番地１　ＰＭＡハウスビーナス号
債務者　小川　宏子
1　決定年月日時　平成23年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
前橋地方裁判所桐生支部

**平成２３年（フ）第１３３３号**
千葉市美浜区高洲４丁目５番２棟102号
債務者　磯川　　治
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２３年（フ）第１３３４号**
千葉市美浜区高洲４丁目５番２棟102号
債務者　磯川　智子
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２３年（フ）第１３７７号**
千葉県市原市西国分寺台１―９―20プレミール301大園方、住民票上の住所千葉県市原市五井西５丁目５番地３メゾンド戸張Ｂ棟205
債務者　始関　靖男
1　決定年月日時　平成23年11月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係